

川崎市地域猫活動サポーター登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市地域猫活動支援要綱（以下「支援要綱」という。）に定める川崎市地域猫活動サポーターについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、支援要綱で使用する用語の例とする。

(登録要件)

第3条 川崎市地域猫活動サポーター（以下「サポーター」という。）として登録するための要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 支援要綱第1条及び第3条に掲げた目的及び方針に賛同し、市とともに川崎市猫の適正飼養ガイドラインに沿った対策を推進する者であること。
- (2) 市内の活動する地域において地域住民の理解のもと、活動を行う者であること。
- (3) サポーターの構成員には2人以上の成人が含まれていること。
- (4) サポーターを代表する者（以下「代表者」という。）が市内在住又は在勤であること。
- (5) 構成員の半数以上が市内在住又は在勤であること。
- (6) サポーターが居住する又は在勤する地域での活動とすること。ただし、継続して適切に活動が行える場合は、この限りではない。

2 サポーターの初回登録期間は、登録した日から6箇月とし、以後の登録期間は、第6条に定める登録の更新をした日から1年とする。

3 川崎市保健所長（以下「保健所長」という。）は、サポーター又は構成員が第1項に定める登録要件に該当しなくなったと認めるときは、サポーター又は構成員の登録を抹消することができる。

(登録申請)

第4条 登録を受けようとする者は、代表者を含む2人以上で健康福祉局保健医療政策部生活衛生課又は区役所衛生課（以下「区衛生課」という。）が実施する説明を受け、活動予定地域の長等に、あらかじめ活動内容等を説明し、理解を得た上で、次の第1号から第4号に掲げる書類等を正副2部、第5号に掲げる書類については1部を保健所長に提出し、申請するものとする。

- (1) 川崎市地域猫活動サポーター登録申請書（第1号様式）
- (2) 地域猫活動対象猫一覧表（第2号様式）

- (3) 活動地域図（自由様式）
- (4) 活動地域への活動内容紹介資料（自由様式）
- (5) その他登録に必要な書類

2 前項の書類等は、区衛生課で内容を確認した上で受理するものとする。
（登録）

第5条 区衛生課は、前条第1項に定める申請書類を受理したときは、必要に応じて当該活動地域の調査を行うものとする。

2 保健所長は、前条に基づき登録申請があったときは、申請者が第3条第1項各号に掲げる登録要件を満たし、前条第1項第1号から第5号に掲げる書類等に不備がないことを確認後、サポーターとして登録するものとする。

3 保健所長は、サポーター登録をしたときは、川崎市地域猫活動サポーター証（第3号様式）（以下「サポーター証」という。）を当該サポーターの構成員に交付する。なお、第6条に定める登録の更新をしたときも同様とする。

（登録の更新）

第6条 代表者は、登録を更新しようとするときは、活動地域の長等に、あらかじめ活動内容等を説明し、理解を得た上で、登録期間の満了する日の1箇月前の日までに、次の第1号から第3号に掲げる書類を正副2部、第4号に掲げる書類については1部を保健所長に提出し、申請するものとする。

(1) 川崎市地域猫活動サポーター登録更新申請書（第4号様式）

(2) 地域猫活動対象猫一覧表（第2号様式）

(3) 地域猫活動報告書（第5号様式）

(4) その他登録に必要な書類

2 前項の書類は、区衛生課で内容を確認した上で受理するものとする。

3 区衛生課は、前項に定める申請書類を受理したときは、必要に応じて当該活動地域の調査を行うものとする。

（登録事項の変更）

第7条 代表者は、第4条第1項及び第6条第1項の申請事項（第3項に規定するものを除く。）に変更が生じたときは、川崎市地域猫活動サポーター登録事項変更届（第6号様式）により、速やかに保健所長に届け出るものとする。

2 代表者は、前項の申請事項の変更について、登録更新の際に同時に行うときは、変更後の登録事項を川崎市地域猫活動サポーター登録更新申請書（第4号様式）に記載することにより第1項の届出に代えることができる。

3 代表者は、活動地域に係る重大な追加又は変更をするときは、追加又は変更を予定している活動予定地域の長等に、あらかじめ活動内容等を説明し、

理解を得た上で、活動地域追加（変更）登録申請書（第7号様式）を保健所長に正副2部提出するものとする。

4 第1項及び第3項に定める書類は、区衛生課で内容を確認した上で受理するものとする。

5 区衛生課は、第3項に定める申請を受理したときは、必要に応じて当該活動地域の調査を行うものとする。

（サポーター証の再交付）

第8条 代表者は、構成員が川崎市地域猫活動サポーター証（第3号様式）を亡失若しくは毀損したとき、又はサポーター証の記載事項に変更があったときは、速やかに川崎市地域猫活動サポーター証再交付願い（第8号様式）を保健所長に提出するものとする。

2 保健所長は、前項の届出があったときは、川崎市地域猫活動サポーター証（再）（第9号様式）を交付するものとする。

（登録取下げ）

第9条 代表者は、サポーター若しくは構成員が第3条第1項に定める登録要件に該当しなくなったとき、又は活動を廃止したときは、保健所長に川崎市地域猫活動サポーター登録取下げ届（第10号様式）を提出するものとする。

（サポーター証の返還）

第10条 代表者は、次に掲げるときは、構成員が使用していたサポーター証を保健所長へ返還するものとする。

（1）第3条第3項に定める登録の抹消を受けたとき。

（2）第6条に定める登録の更新に伴いサポーター証の交付を受けたとき。

（3）登録期間満了時に第6条に定める登録の更新をしないとき。

（4）第8条に定めるサポーター証の再交付（亡失によるものを除く。）を受けたとき。

（5）第9条に定める登録取下げの届出をしたとき。

（台帳管理）

第11条 区衛生課は、サポーターの登録事項について、サポーター登録管理台帳（第11号様式）により管理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 （平成31年川健生第3141号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年川健生第2864号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱等の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 （令和4年川健生第120号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年川健生衛第1014号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。